

問合せ先:

厚 生 労 働 省 医 薬 食 品 局 食 品 安 全 部 監 視 安 全 課 輸 入 食 品 安 全 対 策 室 (内線 2474, 2497, 2498)

平成 19 年度

輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成 20 年 8 月 厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成 19 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成 19 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ(以下「食品等」という。)は、輸入届出件数で約 180 万件、輸入重量で約 3,230 万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成 19 年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約 4 割(供給熱量総合食料自給率)とされており、熱量ベースで約 6 割の食品を輸入に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等(以下「輸入食品等」という。)の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示第301号)に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成19年度輸入食品監視指導計画(以下「計画」という。)を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況について、詳細を取りまとめたので公表します。

■輸入食品監視業務ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html



1. 平成 19 年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画(法第 23 条)をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率 的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第4条(食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない)の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}(平成 19 年度計画: 124 食品群、約7万9千件)の実施
- 検査命令**2(平成20年3月31日現在:全輸出国対象の15品目及び32カ国・ 1地域対象の198品目)
- 海外情報等に基づく緊急対応

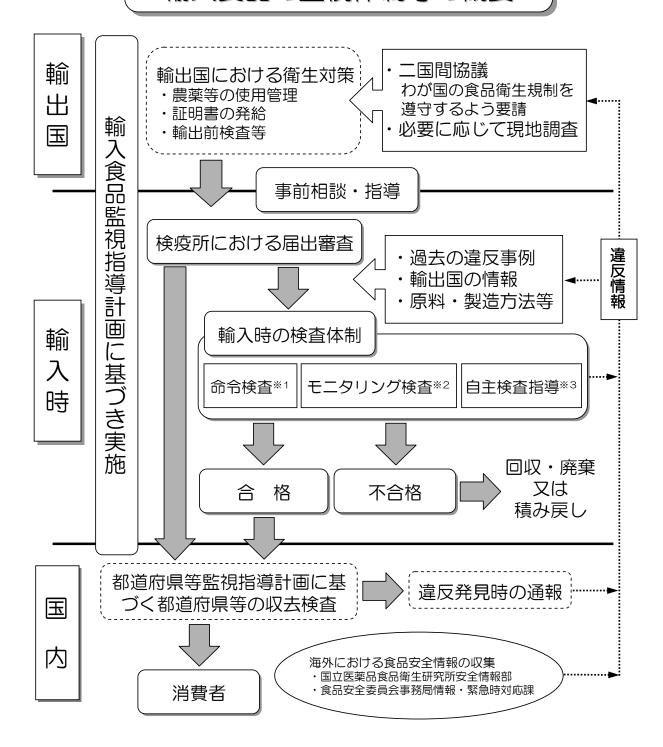
4 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検 査の推進
- 包括的輸入禁止規定※3

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導(いわゆる輸入相談)
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発
- ※1:食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査
- ※2: 違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格 しなければ輸入・流通が認められない検査
- ※3: 危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の 食品等の販売、輸入を禁止できる規定

輸入食品の監視体制等の概要



- ※1:違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格 しなければ輸入・流通が認められない検査
- ※2:食品の種類毎に輸入量、違反率、危害度等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な 検査
- ※3:輸入者の自主的衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合して いることを確認するために行う検査指導

2. 平成 19 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産、製造、加工等から 輸入後の国内販売までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要で あるとの基本的考え方に基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に 掲げる措置を通じて、食品等の輸入時における監視指導を行うとともに、食品衛 生上の問題発生時には、二国間協議、専門家の派遣等により、輸出国における衛 生対策の推進を図った。また、輸入後の国内流通、販売段階において監視指導を 行う都道府県等と違反発見時等における連携強化を図り、輸入者による回収等が 迅速に行われるよう適切な措置を講じた。さらに、必要に応じて輸入時の検査強 化を行った。

(1) 法第27条に基づく輸入届出時における法違反の有無の確認

法第27条の規定に基づく輸入届出等により、 法第11条第1項又は第18条第1項の規定に基 づく食品等の規格又は基準(以下「規格基準」 という。)をはじめとする法への適合性につい ての審査を行うとともに、輸入時において必要 な検査を実施した。

平成 19 年度の届出・検査・違反状況 (<u>表</u>1) をみると、届出件数は約 180 万件であり、届出



コンピュータシステムによる届出審査

重量は速報値で約3,230万トンであった。これに対し、約20万件(11.0%)について検査を実施し、このうち1,150件を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.1%に相当する。

(2) 法第 28 条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成19年度は約79,000件の検査を計画した。

また、ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、 食品衛生監視員を314名から334名に増員する とともに、残留農薬等に係る検査器機を増設し た。さらに、海外での農薬の使用状況等を踏ま え、検査項目を、残留農薬は450項目から500 項目、残留動物用医薬品は110項目から130項 目、畜水産食品の残留農薬は60項目から140 項目として実施した。



コンテナヤードでの検体採取

平成19年度のモニタリング検査実施状況(<u>表</u>2)をみると、約79,000件の計画に対し、81,519件(実施率:約103%)を実施し、このうち225件を法違反として、回収等の措置を講じた。

このモニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、必要に応じて同検査率を強化し(表3)、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反



農産物の残留農薬検査(抽出)

が発見された場合等、法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品等については、輸入の都度検査を実施する検査命令($\underline{\mathbf{x}}$ の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令($\underline{\mathbf{x}}$ の対象として検査強化を図った。

(3) 法第26条に基づく検査命令

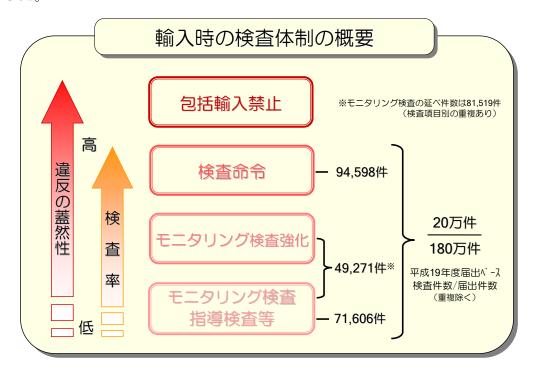
食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の蓋然性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第26条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成20年3月31日現在で、全輸出国対象の15品目及び32カ国・1地域対象の198品目を検査命令の対象としており、平成19年度の検査命令の実績(表6)をみると、94,598件の



高速液体クロマトグラフ質量分析計による分析

検査命令を実施し、このうち 486 件を法違反として、積み戻し又は廃棄の措置を 講じた。



(4) 違反状況

モニタリング検査 81,519 件、検査命令 94,598 件を含め、違反事例を条文別(表7) にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 839 件 (69.2%:違反延べ数 (1,212 件) に対する割合)が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 226 件 (18.6%)、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 70件 (5.8%)、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 68 件 (5.6%) と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例(<u>表</u>8-①) 296 件(24.4%:違反延べ件数(1,212 件)に対する割合)が最も多く、次いで、残留農薬に係る違反事例(<u>表</u>8-②)が265 件(21.9%)、有害・有毒物質に係る違反事例(<u>表</u>8-③)194 件(16.0%)、残留動物用医薬品に係る違反事例(<u>表</u>8-④)158 件(13.0%)、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例(表 8-⑤)160 件(13.2%)の順となっている。

微生物規格に係る国別の違反事例 (<u>表</u> 8-①) を国別にみると、中国が 109 件 (36.8%:微生物規格に係る延べ違反件数 (296 件) に対する割合)、次いでタイ 66 件 (22.3%)、ベトナム 30 件 (10.1%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格(一般生菌数、大腸菌群、大腸菌) 違反が上位を占めている。

残留農薬に係る違反事例(<u>表</u>8-②)を国別にみると、中国が87件(32.8%: 残留農薬に係る延べ違反件数(265件)に対する割合)、次いでエクアドル59件(22.3%)、タイ18件(6.8%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、大粒落花生のBHC及びアセトクロール、しょうがのBHC、ウーロン茶のトリアゾホス、エクアドルでは、カカオ豆の2,4-D、タイでは、赤とうがらしのジフェノコナゾールなどの違反事例が上位を占めている。

有害・有毒物質に係る違反事例 (表 8-③) を国別みると、米国が 64 件 (33.0%: カビ毒に係る延べ違反件数 (194 件) に対する割合)、次いで中国 56 件 (28.9%)、タイ 13 件 (6.7%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこしのアフラトキシンの付着、中国では、落花生のアフラトキシンの付着、タイでは、ハトムギのアフラトキシンの付着などの違反事例が上位を占めている。

残留動物用医薬品に係る違反事例 (表 8-④) を国別みると、ベトナムが 100件 (63.3%: 残留動物用医薬品に係る違反事例 (158件) に対する割合)、次いで中国 40件 (25.3%)、インドネシア 8件 (5.1%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、ベトナムでは、えびのクロラムフェニュール、中国では、うなぎのロイコマラカイトグリーン、インドネシアでは、えびのフラゾリドン (AOZ) などの違反事例が上位を占めている。

添加物に係る国別の違反事例(表 8-⑤)を国別にみると、中国が 49 件(30.6%: 添加物に係る延べ違反件数(160件)に対する割合)、次いでフランス 14 件(8.8%)、ベルギー11 件(6.9%)、と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では乾燥野菜での二酸化硫黄の残留基準超過や漬け物へのサイクラミン酸使用、フランスでは菓子へのパテントブルーVの使用、ベルギーではチョコレートへのポリソルベート使用などの違反事例が上位を占めている。

(5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 19 年度においては、スイス製グァーガムのダイオキシン類汚染、タイ産ベビーコーンの赤痢菌汚

染、米国産とうもろこしへの未承認遺伝子組換えとう もろこし混入、イタリア産モッツァレラチーズのダイ オキシン類汚染などの問題について、輸入時の監視体 制の強化及び国内の流通状況の調査(<u>表</u>9)を行った。

また、平成20年1月に発生した食品による薬物中毒事案を受け、従前は技術的に困難であることから対象としていなかった加工食品の残留農薬検査について、2月末より技術的に可能となったものからモニタリング検査の対象を拡大し、年度中に計113検体について検査を実施した結果、違反は認められなかった。



加工食品の残留農薬検査(粉砕)

(6) 輸出国における衛生対策の推進

平成 19 年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令や モニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品 の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防 止対策を講じるよう要請した。

また、残留農薬や牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の問題など、輸出国における生産段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査を行った(表10)。

このうち、米国産牛肉については、平成19年5月13日から5月28日にかけて、対日輸出認定28施設(新規認定予定1施設含む)について現地調査を行い、対日輸出プログラム遵守の検証を実施した。また、同年9月、米国農務省食品安全検査局(FSIS)が実施する対日輸出認定施設の抜き打ち査察に同行し、FSISによる査察内容について検証した。



イタリア食肉処理施設の査察

(7) 法第8条及び第17条に基づく包括的輸入禁止規定

包括的輸入禁止措置については、「食品衛生法第8条第1項及び第17条第1項 等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平 成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添) に基づき、直近 60 件の検査命令に よる違反率が一時的に5%を超えた中国産大粒落花生(BHC及びアセトクロー ル)及びしょうが (BHC) について、中国政府に対し、衛生管理状況を確認す るとともに、改めて改善対策を要請した。この結果、平成 19 年度においては、 当該措置の発動対象となる品目はなかった。

(8) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、当該輸入食品 等の生産・製造者等から必要な資料を入手する などにより、事前にその安全性を確認するとと もに、我が国に初めて輸入しようとするものや 同種の食品で違反事例のあるもの等について は、事前に各検疫所に相談するよう説明会等に より指導を行った。



窓口での届出指導

また、平成19年7月に開催された「輸入品 の安全確保に関する緊急官民合同会議」を受け、各検疫所において輸入者を対象 とした説明会を開催し、輸入する食品が輸出国において違法に製造等されたもの ではないこと、原材料や検査データ等が法に適合することなどについて、改めて 確認を行うよう周知した。

平成 19 年次の検疫所の輸入食品相談指導室 における輸入相談実績(表11)をみると、品目 別に 22,038 件の輸入相談を実施し、このうち 事前に法に適合しないことが判明した事例は 401 件であった。

法に適合しない事例を条文別 (**表 12**) にみる と、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反 の 202 件 (50.4%:違反延べ数 (520件) に対



検疫所における輸入者説明会

する割合)が最も多く、次いで添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条 違反の183件(45.7%)と続いている。

また、国別にみると(表 13)、米国が93件(23.2%:違反実数(401件)に 対する割合)と最も多く、次いで中国36件(9.0%)、オーストラリア32件(8.0%) と続いている。品目別にみると、いずれの国も健康食品、菓子などの食品等への 指定外添加物の使用が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、サンプル品の輸入等により、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。



輸入相談指導室での相談指導

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報をホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表した。

また、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において発見された違反輸入食品等(表14)については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出•検查•違反状況(平成 19 年度:速報値)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※2} (%)
1,797,086	32,261	198,542 (94,598) ^{*3}	11.0	1,150 (486) ^{**3}	0.1 (0.6) ^{**3}
(前年度実績)					
1,845,995	31,555	203,001	11.0	1,515	0.1

- ※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値
- ※2 届出件数に対する割合
- ※3 検査命令に係る数値(再掲)

表 2 モニタリング検査実施状況(平成 19 年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数※2	実施件数	違反件数
	抗生物質等	2,872	2,827	0
畜産食品	残留農薬	1,678	2,167	0
牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉	添加物	-	122	0
等	成分規格	657	626	0
	SRM除去	_	3,916	0
***-	抗生物質等	1,072	1,214	4
┃ 畜産加工食品 ┃ ★チュニッチ・ブ・今中制 □ マノスカッ	 残留農薬	_	96	0
ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリ ーム、冷凍食品(肉類)等	 添加物	1,128	1,744	0
一、小体及肌(内积)寸	成分規格	2,240	1,839	7
	抗生物質等	3,167	2,785	4
.u. + 4 B	 残留農薬	742	1,723	9
 水産食品 ■ 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	添加物	295	264	0
一枚貝、黒頬、甲殻類(エロ、ガー)寺	成分規格	895	1,094	1
	魚種鑑別(フグ遺伝子)	_	13	0
	抗生物質等	4,127	4,864	5
水産加工食品	 残留農薬	267	1,773	0
▲類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵		2,447	3,405	1
■ 深良的(水座勤初短、点短/、点灯短卵 ■ 加工品等	 成分規格	5,981	6,104	47
74 - 111 1 7	魚種鑑別(フグ遺伝子)	_	51	0
	抗生物質等	712	480	0
	 残留農薬	18,187	16,170	74
農産食品		598	790	2
野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	 成分規格	826	879	0
者化工、アプラ規、住天規守	 カビ毒	2,210	2,592	1
	GMO	1,553	1,345	0
	抗生物質等	-	64	0
<u> </u>	 残留農薬	5,024	4,804	23
│ 農産加工食品 ◇法念号/竪芸物工号〉 竪芸物工号 田	 添加物	4,383	4,900	6
冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果 実加工品、香辛料、即席めん類等	 成分規格	2,179	2,919	21
关加工品、自主科、邓州67/0块书	 カビ毒	2,238	1,924	0
	GMO	207	96	2
	抗生物質等	299	2	0
- N - A - N -	 残留農薬	238	90	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、	添加物	3,078	2,647	5
┃健康良品、スーノ類、調味料、果于類、 ┃食用油脂、冷凍食品等	 成分規格	717	918	5
及川州川、川水及川寸	 カビ毒	598	489	1
	GMO	_	7	0
At dod	残留農薬	299	167	0
飲料 こえラルウナーター類 海流飲料水	添加物	897	1,297	0
ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	成分規格	897	798	3
, , , → , , , , , , , , , , , , , , , ,	 カビ毒	299	110	1
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,315	1,404	3
総 計(延数) 年度計画件数総計には、検査引 件を計上	雀化分として5,000	79,322	81,519 <u>実施率約103%</u>	225

※1:検査項目の例

- ・抗生物質等:抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、飼料添加物等
- ・残留農薬:有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物:ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、防ばい剤等
- ・成分規格等:成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、 リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)、割り箸の防ばい剤等
- ・カビ毒:アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品:安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ※2: 抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したもの

表 3 平成 19 年度にモニタリング検査を強化**1した品目(平成 20 年 3 月 31 日現在**2)

対象国・地域	対象食品	検査項目
	アンコウ	ふぐ遺伝子
	カワハギ乾製品	
	ひらめ	ニトロフラン類(AOZ)
		オキシテトラサイクリン
	ローヤルゼリー	テトラサイクリン系抗生物質、フラゾリドン ストレプトマイシン(乾燥したものは除く)
	鶏肉	フラゾリドン
	アスパラガス	プロファム、ホキシム
	からしな	プロファム
		フェンプロパトリン
	ケール	アトラジン
中国		ルフェヌロン
	シソ	ジフェノコナゾール
	しょうが	アルジカルブ、アルジカルブスルホキシド及 びアルドキシカルブ、クロルピリホス
	チンゲンサイ 	ファモキサドン、インドキサカルブ、BHC フェンバレレート
	にら	フェンプロパトリン
	にんにくの茎	イマザリル
	ほうれんそう	ファモキサドン
	未成熟いんげん	ブプロフェジン
	未成熟えんどう	テブフェノジド、ジフェノコナゾール
	ごまの種子	2, 4-D、パラチオンメチル
	養殖スッポン	マラカイトグリーン
	蜂の子	テトラサイクリン
	生食用えび*3	
	赤とうがらし	トリアゾホス、プロピコナゾール ジフェノコナゾール
タイ	アスパラガス	EPN、ジウロン
	オオバコエンドロ	シペルメトリン
	にんにく	クロルピリホス
	ベビーコーン	赤痢菌
	ほうれんそう	クロルピリホス
	レモングラス	EPN
	チーズ	腸管出血大腸菌O-26
	チコリ	チアベンダゾール
フランス	パースニップ	テブコナゾール
	レッドカラント	フルシラゾール
	レンズ豆	クロルプロファム
	あさり	マラカイトグリーン
韓国	生食用アカガイ、生食用タイラギガイ※3	腸炎ビブリオ
T+ 	青とうがらし	テブコナゾール ビテルタノール、フルキンコナゾール
	ししとう	テブコナゾール、フルキンコナブール テブコナゾール

対象国•地域	対象食品	検査項目
	がざみ	エンドスルファン
インドネシア	ゆでだこ ^{※3}	腸炎ビブリオ
121 4.27	青とうがらし	ジフェノコナゾール
	ほうれんそう	シフルトリン
	生食用うに*3	腸炎ビブリオ
フィリピン	おくら	ジフェノコナゾール、フルアジホップ
	マンゴー	プロフェノホス
	米	アセタミプリド
ベトナム	オオバコエンドロ	クロルピリホス、ヘキサコナゾール
	未成熟えんどう	ジフェノコナゾール
ニュージーランド	赤とうがらし	ルフェヌロン
	西洋ねぎ(リーキ)	アラクロール
メキシコ	グァバ	シペルメトリン
	チェリモヤ	モノクロトホス
トルコ	ケシの実	マラチオン
	ごまの種子	カルバリル
ブラジル	小麦	メタミドホス、ピリミホスメチル
	大豆	ピリミホスメチル
│ │台湾	米	メタミドホス
177	生食用いずみだい*3	腸炎ビブリオ
ベネズエラ	カカオ豆	2, 4-D、ジクロルボス及びナレド
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス
インド	クミンシード	イプロベンホス、プロフェノホス
エチオピア	コーヒー豆	アトラジン、ピペロニルブトキシド
香港	きくらげ	フェンプロパトリン
オーストラリア	りんごジュース及び原料用果汁	パツリン
ラオス	ケール	フィプロニル
グアテマラ	ごまの種子	クロルピリホス、パラチオンメチル
スペイン	アーモンド	イソプロカルブ
イスラエル	はちみつ	ストレプトマイシン
ベルギー	サルシフィー	クロルプロファム
ナイジェリア	ごまの種子	アセトクロール
イタリア及びギリシャ以外	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
アラブ首長国連邦及びミャン マー連邦以外	ひよこ豆	アフラトキシン

^{※1} 平成 19 年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。ただし、 検査強化後1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

^{※2} 表 4 に含まれる品目を除く。

^{※3} 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 19 年 6 月~10 月)。

表 4 平成 19 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
	あさり加工品	クロラムフェニコール
	さば加工品	マラカイトグリーン
中国	はちみつ	クロラムフェニコール、ニトロフラン類、 ストレプトマイシン
中国 	えだまめ	プロファム
		カルベンダジム、チオファネート、チオファネ ートメチル及びベノミル
	にんじん	トリアジメノール メタミドホス
	あげまきがい	エンドスルファン
韓国	しじみ	エンドスルファン
神色	ミニトマト	フルキンコナゾール
	二枚貝	下痢性貝毒
インド	とうがらし	トリアゾホス
121	マンゴー	クロルピリホス
タイ	バナナ	シペルメトリン
フィリピン	おくら	テブフェノジド
米国	いちご	キノキシフェン*1
ベルギー	リーキ	ハロキシホップ

^{※1} 平成 20 年 1 月 24 日付けで解除

表 5 平成 19 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目	
アラブ首長国連邦	ひよこ豆	アフラトキシン	
イタリア	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌	
1397	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン	
	二枚貝	下痢性貝毒	
韓国	生食用アカガイ(製造者限定)	腸炎ビブリオ	
	生食用タイラギガイ(製造者限定)	腸炎ビブリオ	
スペイン	食肉製品(製造者限定)	リステリア菌	
米国	食肉製品(製造者限定)	リステリア菌	
ベトナム	ゴマの種子	アフラトキシン	
ミャンマー	ひよこ豆	アフラトキシン	

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 19 年度)

対象国•地域	主な対象食品	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
–	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	10,048	70
全輸出国 (15品目)	筋子等	亜硝酸根等	402	5
	シアン含有豆類等	シアン化合物等	477	21
	そば	アフラトキシン	878	0
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	7,547	28
中国	うなぎ、えび、はちみつ等	エンロフロキサシン、ストレプトマイ シン、オキシテトラサイクリン等	36,291	29
(47品目)	野菜、果実、豆類、魚類 (しいたけ、ねぎ、えだまめ、うなぎ (一部地域に限り)等)	フェンプロパトリン、デブフェノジド、 クロルピリホス、エンドスルファン等	34,652	59
	うなぎ加工品	細菌数、大腸菌群	2,935	3
	全ての加工食品	サイクラミン酸	2,449	1
	バジルシード	アフラトキシン	5	1
タイ (25品目)	野菜、果実 (マンゴー、おくら、アカシア等)	クロルピリホス、パラチオンメチル、 プロピコナゾール等	1,667	3
	えび	オキソリニック酸	3,759	0
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	3,484	2
+1 =	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ	15	0
韓国 (21品目)	しじみ	エンドスルファン	107	1
	野菜、果実、 (パプリカ、赤とうがらし、青とうが らし等)	エトプロホス、クロルピリホス等	336	0
	野菜・果実・茶 (ウーロン茶、ニラ、マンゴー等)	ブロモプロピレート、クロルピリホス、 シフルトリン等	555	9
台湾 (15品目)	うなぎ、ローヤルゼリー、スッポン	フラゾリドン(AOZ)、フラルタドン(A MOZ)、クロラムフェニコール等	9,904	4
	全ての加工食品等	サイクラミン酸等	63	0
米国	とうもろこし、アーモンド等	アフラトキシン	2,816	51
(11品目)	ポップコーン、アーティチョーク、パ セリ等	ピリミホスメチル、クロルピリホス、フ ェンバレレート等	859	5
	ゴマの種子、もろこし	アフラトキシン	52	1
ベトナム	えび、いか	クロラムフェニコール、AOZ等	21,105	96
(7品目)	ほうれんそう	インドキサカルブ	187	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	96	0
エクアドル (1品目)	カカオ豆	2, 4-D、ジウロン、シペルメトリン	321	58
その他(17カ国	27,277	39		
合 計			168,287	486

[※]検査件数は、検査項目別の延べ件数

表 7 条文別違反事例(平成 19 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	226	18.6	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ごまの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等の 制限)	9	0.7	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等 の制限)	70	5.8	サイクラミン酸、アゾルビン、TBHQ、ポリソルベート、キノリンイエロー、アルミノケイ酸ナトリウム、イソブタン、パテントブルーV、ピロリン酸三ナトリウム、ピロリン酸ニカリウム、ピロリン酸ニカルシウム、ホウ酸、L-アルギニン塩酸塩等の指定外添加物を使用したもの
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	839	69.2	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包装 の基準及び規格)	68	5.6	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
合 計	1,212(} 1,150(}	延数) ^{※1} 実数) ^{※2}	

※1 検査項目別の延件数

※2 検査対象となった届出の件数

表 8-① 微生物規格の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 19 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数*
	冷凍食品(野菜)	一般生菌数(3)、大腸菌群(12)、E.coli(2)	17
	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(8)、大腸菌群(6)、E.coli(2)	16
	冷凍食品(その他)	一般生菌数(6)、大腸菌群(1)、E.coli(4)	11
	冷凍食品(いか)	一般生菌数(1)、大腸菌群(4)、E.coli(5)	10
	食肉製品	大腸菌群(3)、E.coli(5)、黄色ブドウ球菌(1)	9
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品		7
	冷凍食品(水産動物)	一般生菌数(3)、大腸菌群(3)	6
	ゆでだこ	一般生菌数(1)、大腸菌群(5)	6
中国	魚肉ねり製品	 大腸菌群	6
(109)			5
	冷凍食品(畜産食品)		5
	 うなぎ		3
	水産加工品		2
	冷凍食品(農産食品)		2
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数	1
	さ け	大腸菌群	1
	さば	大腸菌群	1
	 氷菓	一般生菌数	1
	冷凍食品(えび)	一般生菌数(3)、大腸菌群(8)、E.coli(2)	13
	冷凍食品(いか)		9
	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(2)、大腸菌群(3)、E.coli(3)	8
	冷凍食品(畜産食品)	一般生菌数(3)、大腸菌群(5)	8
	冷凍食品(果実)	一般生菌数(3)、大腸菌群(4)	7
タイ	冷凍食品(その他)	大腸菌群(1)、E.coli(5)	6
(66)	魚肉ねり製品	↓ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	食肉製品	大腸菌群(2)、E.coli(2)	4
	キャッサハ゛	一般生菌数	2
	冷凍食品(水産動物)	一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	2
	おくら	大腸菌群	1
	<u>さけ</u>	大腸菌群	1
	冷凍食品(えび)	F.coli	8
	冷凍食品(その他)	一般生菌数(2)、大腸菌群(2)、E.coli(3)	7
	魚肉ねり製品	大腸菌群	4
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(1)、E.coli(2)	3
ベトナム	ゆでだこ	一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	2
(30)		大腸菌群	2
	冷凍食品(水産動物)	一般生菌数	2
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1
	さけ	大腸菌群	
	冷凍食品(えび)	一般生菌数(2)、大腸菌群(2)、E.coli(4)	8
	ゆでだこ	一般生菌数(2)、大腸菌群(1)	3
ハボナミラ	飲料	大腸菌群	1
インドネシア (16)	冷凍食品(いか)	大腸菌群	1
(10)	冷凍食品(果実)	一般生菌数	1
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	1

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数*
	あかがい	大腸菌群(1)、腸炎ビブリオ最確数(MPN)(3)	4
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数(1)、大腸菌群(2)	3
持国	水産加工品	腸炎ビブリオ最確数(MPN)	2
韓国 (13)	飲料	大腸菌群	1
(10)	魚肉ねり製品	大腸菌群	1
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1
	冷凍食品(農産食品)	一般生菌数	1
	冷凍食品(その他)	大腸菌群	4
	冷凍食品(農産食品)	一般生菌数(2)、大腸菌群(1)	3
フランス (11)	ハ・ター	 大腸菌群	2
(11)	食肉製品	 大腸菌群	1
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	 大腸菌群	1
	冷凍食品(いか)	一般生菌数(1)、大腸菌群(2)	3
	冷凍食品(果実)	   大腸菌群	3
フィリピン			3
(11)	冷凍食品(水産動物)		1
	冷凍食品(野菜)	 一般生菌数	1
	氷菓	一般生菌数(2)、大腸菌群(1)	3
/. >=			2
台湾	飲料		<del> </del> 1
	冷凍食品(その他)	一般生菌数	1
	食肉製品	黄色ブドウ球菌	2
	アイスクリーム類		1
イタリア	N*9-	大腸菌群	1
	冷凍食品(農産食品)	大腸菌群	1
	飲料	一般生菌数(1)、大腸菌群(2)	3
米国		大腸菌群	1
	アイスクリーム類	大腸菌群	3
ベルギー		一般生菌数	1
	冷凍食品(果実)	一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	2
ペルー	冷凍食品(野菜)	一般生菌数	1
フィジー	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(1)、大腸菌群(2)	3
チリ	冷凍食品(水産動物)	一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	2
ポーランド	飲料	一般生菌数	2
マレーシア	冷凍食品(いか)	一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	2
アラブ首長国連邦	冷凍食品(その他)	成工函数(バス) M 図 (年(1)) E.coli	1
オーストラリア	冷凍食品(野菜)	一般生菌数	1
インド	冷凍食品(農産食品)	大腸菌群	1
メキシコ	冷凍食品(野菜)	E.coli	1
オランダ	冷凍食品(農産食品)	一般生菌数	1
ニュージーランド	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1
パキスタン	冷凍食品(えび)	一般生菌数	1
トルコ	冷凍食品(貝類)	一般生菌数	1
合 計	- 1	100 ± 121 20	296
H FI	ベ件物		230

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-② 残留農薬の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 19 年度)

生産国	違反内容				
(違反件数合計)	品目分類	新•従来基準	一律基準	件数*	
	大粒落花生		BHC(9)、アセトクロール(9)	18	
	しょうが	クロルピリホス(2)、アルジカルブ(1)	BHC(10)	13	
	ウーロン茶	トリアゾホス		7	
	きくらげ	クロルピリホス(3)、ビフェントリン(1)、 メタミドホス(1)	フェンプロパトリン(1)	6	
	ねぎ		テブフェノジド	5	
	未成熟いんげん		フェンプロパトリン(4)、ブプロフ ェジン(1)	5	
	スナップエンドウ		イソプロチオラン(1)、フルシラ ゾール(1)、ジフェノコナゾール (1)	3	
	にんじん	トリアジメノール(2)、メタミドホス(1)		3	
	ピーマン		ピリメタニル	2	
	にんにくの茎	イマザリル(1)	ピリメタニル(1)	2	
	ごまの種子	2, 4-D(1)	パラチオンメチル(1)	2	
中国	えだまめ	プロファム	***************************************	2	
(87)	しいたけ		フェンプロパトリン	2	
	未成熟さやえんどう		テブフェノジド(1)、フルシラゾ ール(1)	2	
-	アスパラガス	ホキシム(1)、プロファム(1)		2	
	そば	メタミドホス		2	
	ほうれんそう	クロチアニジン(1)、ファモキサドン(1)		2	
	柿の葉		カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル(2)	2	
	こまつな	ルフェヌロン		1	
	からしな	プロファム		1	
	チンゲンサイ	ファモキサドン		1	
	まつたけ		アセトクロール	1	
	しそ(大葉を含む)	ジフェノコナゾール		1	
	ケール		***************************************	1	
	にら		フェンプロパトリン	1	
エクアドル (59)	カカオ豆	シペルメトリン(6)	2, 4-D(53)	59	
	赤とうがらし	トリアゾホス(1)、プロピコナゾール(1)	ジフェノコナゾール(2)	4	
	バナナ	シペルメトリン		3	
	オオバコエンドロ	シペルメトリン(1)、クロルピリホス(1)		2	
	おくら	ジノテフラン(1)	EPN(1)	2	
タイ	アスパラガス	ジウロン(1)	EPN(1)	2	
(18)	にんにく	クロルピリホス		1	
	レモングラス		EPN	1	
	ほうれんそう	 クロルピリホス		1	
	アカシア		 イソプロチオラン	<u>·</u> 1	
	サイシン		EPN	<u>·</u> 1	
ガーナ (17)	カカオ豆	クロルピリホス(3)、ピリミホスメチル (6)、エンドスルファン(1)	フェンバレレート(7)	17	

生産国	ㅁㅁᄼᆇ	違反内容		
(違反件数合計)	品目分類	新•従来基準	一律基準	件数 [*]
	あげまきがい	エンドスルファン		9
韓国	ししとう	ビテルタノール(1)	テブコナゾール(1)、フルキン コナゾール(1)	3
(16)	トマト		フルキンコナゾール	2
	青とうがらし		テブコナゾール	1
	<del></del> 茶	トリアゾホス		1
フィリピン	おくら	メタミドホス(1)	テブフェノジド(5)、フルアジホ ップ(2)、ジフェノコナゾール(1)	9
	マンゴー	シペルメトリン(1)、プロフェノホス(1)		2
ム本	茶	ブロモプロピレート		9
台湾	にんじん	メタミドホス		1
	いちご		キノキシフェン	3
米国	パセリ	クロルピリホス		3
	ばれいしょ	メチルイソシアネート等		1
4. 18	とうがらし	トリアゾホス		4
インド	マンゴー	クロルピリホス		2
	*		アセタミプリド	2
ベトナム	オオバコエンドロ	クロルピリホス(1)、ヘキサコナゾー ル(1)		2
- <b>3</b> =25 u	小麦	メタミドホス(1)、ピリミホスメチル(2)		3
ブラジル	大豆	ピリミホスメチル		1
	レッドカラント		フルシラゾール	1
<b></b>	チコリ	チアベンダゾール		1
フランス	パースニップ		テブコナゾール	1
	レンズ豆	クロルプロファム		1
ベルギー	リーキ		ハロキシホップ	2
ベルキー	サルシフィー	クロルプロファム		1
	がざみ	エンドスルファン		1
インドネシア	ほうれんそう	シフルトリン		1
	青とうがらし		ジフェノコナゾール	1
メキシコ	グァバ	シペルメトリン		2
<b>ノ</b> イノコ	チェリモヤ		モノクロトホス	1
エチオピア	コーヒー豆		アトラジン(1)、ピペロニルブト キシド(1)	2
グァテマラ	ごまの種子	クロルピリホス(1)	パラチオンメチル(1)	2
ラオス	ケール	フィプロニル		2
ニュージーランド	赤とうがらし	ルフェヌロン		1
	リーキ	アラクロール		1
バングラデシュ	とうがらし	トリアゾホス		1
香港	茶	トリアゾホス		1
ナイジェリア	ごまの種子		アセトクロール	1
オランダ	セルリアック		ジフェノコナゾール	1
ベネズエラ	カカオ豆		2, 4-D	1
総 計				265

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-③ 有害・有毒物質の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 19 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数*
	とうもろこし	アフラトキシン	50
	アーモント゛	アフラトキシン	7
米国	落花生	アフラトキシン	4
(64)	ナツメク゛	アフラトキシン	1
	L°スタチオナッツ	アフラトキシン	1
	その他	アフラトキシン	1
	落花生	アフラトキシン	21
	冷凍食品(貝類)	下痢性貝毒(7)、麻ひ性貝毒(5)	12
	あさり	下痢性貝毒(2)、麻ひ性貝毒(8)	10
	あかがい	下痢性貝毒(3)、麻ひ性貝毒(1)	4
中国	ハトムキ゛	アフラトキシン	4
(56)	水産加工品	下痢性貝毒(1)、麻ひ性貝毒(1)	2
	あん類	シアン化合物	1
	いちじく	アフラトキシン	1
	菓子	アフラトキシン	1
	ハトムキ゛	アフラトキシン	9
タイ	キャッサハ゛	シアン化合物	2
(13)	とうがらし	アフラトキシン	1
	その他	アフラトキシン	1
ブラジル	いもの粉	シアン化合物	8
(10)	とうもろこし	アフラトキシン	2
	菓子	シアン化合物	4
オーストラリア	野菜加工品	シアン化合物	3
(9)	アーモント	アフラトキシン	1
	 飲料	n°ッリン	1
コロンビア	キャッサハ゛	シアン化合物	1
スペイン	アーモント゛	アフラトキシン	1
	いちじく	アフラトキシン	1
フランス	その他	アフラトキシン	1
	菓子	シアン化合物	5
インドネシア	ナツメク゛	アフラトキシン	1
	冷凍食品(野菜)	シアン化合物	1
	落花生	アフラトキシン	2
インド	とうがらし	アフラトキシン	1

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数*
イラン	いちじく	アフラトキシン	2
1 ) )	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1
イタリア	菓子	シアン化合物	1
	その他	アフラトキシン	2
	あかがい	下痢性貝毒(1)、麻ひ性貝毒(1)	2
韓国	あさり	麻ひ性貝毒	1
	菓子	アフラトキシン	1
スリランカ	とうがらし	アフラトキシン	4
ミャンマー	その他	アフラトキシン	1
71 27	チョコレート	アフラトキシン	1
マレーシア	菓子	シアン化合物	1
ペルー	ブラシ゛ルナッツ	アフラトキシン	1
トルコ	いちじく	アフラトキシン	1
ベネズエラ	カカオ豆	アフラトキシン	3
.×1 → 1	ごまの種子	アフラトキシン	1
ベトナム	<b>ハトムキ</b> "	アフラトキシン	1
南アフリカ	落花生	アフラトキシン	3
総計			194

[※]件数は、違反内容の延べ件数

表 8-④ 残留動物用医薬品の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 19 年度)

生産国	品目分類		違反内容	件数*	
(違反件数合計)	四日万規	新•従来基準	一律基準	計数	
	えび		クロラムフェニコール(43)、フラゾリドン(AOZ と	57	
			して)(9)、セミカルハ・シ・ト・(5)		
	冷凍食品(えび)		フラゾリドン(AOZ として)(12)、クロラムフェニ	20	
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		コール(4)、フラルタト・ン(AMOZ として)(4)		
ベトナム	いか		クロラムフェニコール	13	
(100)	さけ	オキシテトラサイクリン		1	
	冷凍食品(いか)		クロラムフェニコール	2	
	物)		クロラムフェニコール	4	
			クロラムフェニコール(2)、セミカルバジド(1)	3	
			ロイコマラカイトク゛リーン(13)、フラソ゛リト゛ン		
	うなぎ		(AOZ として)(2)、シプロフロキサシン(1)、	18	
			セミカルバジド(1)、マラカイトグリーン(1)		
	あさり		クロラムフェニコール	3	
	えび		テトラサイクリン	5	
	   さば		ロイコマラカイトグ・リーン	3	
	とらふぐ	オキシテトラサイクリン		1	
48	ひらめ		フラソ゛リト゛ン(AOZ として)	1	
中国 (40)			クロラムフェニコール(1)、フラソ [*] リト [*] ン(AOZ とし		
(40)	ローヤルセ゛リー加工品		て)(1)	2	
	蜂加工品		クロラムフェニコール	1	
		オキシテトラサイクリン		1	
			ロイコマラカイトク*リーン(2)、マラカイトク*リーン		
	冷凍食品(魚類)		(1)	3	
	冷凍食品(畜産食		" b1		
	品 )		フラルタト・ン(AMOZ として)	1	
	その他		ロイコマラカイトグリーン	1	
ハバナンコ	えび		フラソ・リト・ン(AOZ として)	3	
インドネシア	\hat{\dagger}		セミカルバジド(3)、フラソ゛リドン(AOZ とし	_	
(8)	冷凍食品(えび)		て)(2)	5	
ム油	<b>こた</b> ギ		フラルタト`ン(AMOZ として)(2)、フラソ゛リト゛		
台湾	うなぎ		ン(AOZ として)(2)	4	
アイルランド	蜂加工品		ストレプトマイシン	1	

生産国	品目分類	違反内容		件数※
(違反件数合計)	加口刀块	新•従来基準	一律基準	IT 30
韓国	あさり		マラカイトク・リーン	1
タイ	スッホ°ン		マラカイトク・リーン	1
34	蜂加工品	テトラサイクリン		1
米国	ローヤルセ゛リー加工品		クロラムフェニコール	1
<b>小田</b>	花粉	オキシテトラサイクリン		1
総計				158

[※]件数は、違反内容の延べ件数

表 8-5 添加物の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 19 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
	漬け物	サイクラミン酸(5)、サッカリンナトリウム(1)	6
	しいたけ	二酸化硫黄	5
	 シロップ漬け	サイクラミン酸(2)、二酸化硫黄(2)	4
	健康食品	TBHQ(2)、パラオキシ安息香酸エチル(2)、二酸化硫黄(1)	5
	菓子	サイクラミン酸(2)、二酸化硫黄(1)	3
	水産加工品	一酸化炭素(1)、食用黄色 4 号(1)、食用青色 1 号(1)	3
	ゆでだこ	二酸化硫黄	2
	飲料	サイクラミン酸	2
48	乾燥果実	二酸化硫黄	2
中国	 乾燥野菜	二酸化硫黄	2
(49)	いか	サイクラミン酸	1
	表類加工品 製類加工品	二酸化硫黄	1
	食肉製品	サイクラミン酸	1
	水煮野菜	二酸化硫黄	1
	大豆	二酸化硫黄	1
	畜産加工品	二酸化硫黄	1
	 野菜加工品	二酸化硫黄	1
	 冷凍食品(その他)	TBHQ	2
	その他	二酸化硫黄(5)、TBHQ(1)	6
	菓子	パテントプルー V(2)、アゾルピン(1)	3
	健康食品	二酸化硫黄	2
	ジャム	パテントブルー V	1
	チース゛	三二酸化鉄	1
	チョコレート	パテントブルー V	1
フランス	飲料	メタノール	1
(14)	果実酢	二酸化硫黄	1
	乾燥果実	ソルビン酸	1
	冷凍食品(果実)	サイクラミン酸	1
	冷凍食品(農産食品)	ソルヒ゛ン酸カリウム	1
	冷凍食品(野菜)	二酸化硫黄	1
	チョコレート	ポリンルベート(8)、三二酸化鉄(1)	9
ベルギー	シロップ	二酸化硫黄	1
(11)	 菓子	アセスルファムカリウム	1

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数*
オーストラリア	野菜加工品	ソルピン酸	2
オーストラリア	食肉製品	二酸化硫黄	1
ブラジル	穀類加工品	твно	2
フラシル	その他	二酸化硫黄	1
	菓子	твно	1
カナダ	冷凍食品(農産食品)	ホ [°] リソルへ゛ート	1
	その他	ТВНQ	3
チリ	水産加工品	エチレンシ・アミン四酢酸カルシウム二 Na	1
7.7	その他	イマサ゛リル	2
スペイン	漬け物	二酸化硫黄	1
香港	水産加工品	твно	1
音冷   	 漬け物	二酸化硫黄	2
ハンガリー	食肉製品	ピロリン酸三ナトリウム、ピロリン酸二カリウム、	1
ハンがりー	艮 <b>闪</b> 袃品 	ピロリン酸ニカルシウム	1
インドネシア	冷凍食品(野菜)	ТВНQ	1
	菓子	ТВНQ	2
インド	茶	二酸化硫黄	1
	冷凍食品(その他)	ホ [°] リソルへ [*] ート	1
イラン	水産加工品	二酸化硫黄	1
	菓子	ソルピン酸	3
イタリア	シロップ漬け	二酸化硫黄	1
	その他	ソルピン酸(1)、二酸化硫黄(1)	2
	水産加工品	ポリンルベート(1)、亜硝酸根(1)	2
韓国	穀類加工品	ポリンルベート	1
	畜産加工品	ホ°リソルヘ゛ート	1
モナコ	チョコレート	ソルピン酸	1
マルタ	水産加工品	一酸化炭素(0 日目)(1)、一酸化炭素(2 日目)(1)	2
マレーシア	シ゛ャム	安息香酸	1
オランダ	菓子	アソ゛ルヒ゛ン	
ニュージーランド	健康食品	твно	
	シロップ漬け	二酸化硫黄	1
<b>–</b>	ゆでだこ	二酸化硫黄	1
フィリピン	水産加工品	二酸化硫黄	1
	その他	二酸化硫黄	1

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
タイ	野菜加工品	安息香酸	1
<i>y</i> -1	その他	安息香酸(2)、ポリンルベート(1)	3
	飲料	ホ°リソルへ´ート	3
	食肉製品	サイクラミン酸	2
台湾	畜産加工品	二酸化硫黄	1
口 /弓	落花生	ТВНQ	1
	冷凍食品(農産食品)	<b>ポリンルベ−ト</b>	1
	その他	TBHQ(1)、サイクラミン酸(1)、ロータ [*] ミン B(1)	3
	水産加工品	亜硝酸根	5
	菓子	二酸化硫黄(3)、TBHQ(1)	4
	食肉製品	TBHQ(1)、β -アポ-8'-カロテナール(1)、ソルヒ゛ン酸(1)	3
	健康食品	ソルビン酸(1)、L-アルギニン塩酸塩(1)	2
米国	いもの粉	二酸化硫黄	1
不且	シロップ	エステルカ゛ム	1
	飲料	キノリンイエロー	1
	乾燥果実	二酸化硫黄	1
	 漬け物	安息香酸	1
	その他	イソプタン(1)、イマサ゚リル(1)	2
	ゆでだこ	二酸化硫黄	2
ベトナム	茶の代用品	二酸化硫黄	1
	冷凍食品(いか)	過酸化水素	1
ウズベキスタン	乾燥果実 二酸化硫黄		1
総計			160

[※]件数は、違反内容の延べ件数

表 9 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 19 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
平成 19 年 5 月	中国	植物性タンパク等 (メラミン化合物混入のおそれ)	米国において、中国産小麦グルテン等を原料としたペットフードによる犬や猫の死亡事故が発生し、当該原料からメラミンが検出されたとの情報に基づき、輸入時検査を強化した。
平成 19 年 5 月	中国	グリセリン (ジエチレングリコール混入のお それ)	パナマにおいて、中国産グリセリンを原料とした医薬品による死亡事故が発生し、当該原料にジェチレングリコールの混入が確認されたとの情報に基づき、輸入時検査を強化した。
平成 19 年 5 月	中国	アンコウ (有毒フグ混入のおそれ)	米国において、中国産アンコウと表示され販売された魚による中毒事故が発生し、偽表示されたフグが原因とされるとの情報に基づき、輸入時の魚種鑑別を徹底するとともに、 監視を強化した。
平成 19 年 5 月	カナダ 米国	コショウ ごまペースト (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	カナダ(コショウ及び米国産ごまペースト) 国内における製品回収情報に基づき、当該製 品の積み戻しを指導した。
平成 19 年 8 月	中国	しょうが (アルジカルブスルホキシド残留 のおそれ)	米国において、中国産しょうがからアルジカ ルブスルホキシドが検出されたとの情報に基 づき、輸入時検査を強化した。
平成 19 年 8 月	スイス	グァーガム (ダイオキシン類汚染のおそれ)	スイス国内における製品回収情報に基づき、 当該製品の積み戻しを指導した。
平成 19 年 8 月	米国	シーフードディップ (リステリア菌汚染のおそれ)	米国内における製品回収情報に基づき、当該 製品の積み戻しを指導した。
平成 19 年 8 月	カナダ	サラミ (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	カナダ国内における製品回収情報に基づき、 当該製品の積み戻しを指導した。
平成 19 年 8 月	フランス	淡水魚 (PCB又は水銀汚染のおそれ)	フランス国内において、ローヌ川及びロワール川で漁獲された魚からPCB又は水銀が検出されたとの情報に基づき、これら河川で漁獲された魚介類の輸入自粛を指導した。
平成 19 年 9 月	タイ	ベビーコーン (赤痢菌汚染のおそれ)	デンマーク及びオーストラリアにおいて、タイ産ベビーコーンを原因とする食中毒事件が発生したとの情報に基づき、当該製品の販売、使用等を行わないよう指導した。
平成 19 年	オーストラ リア 米国	粉チーズ 缶詰スープ (プラスチック片混入のおそれ)	オーストラリア(粉チーズ)及び米国(缶詰 スープ)国内における製品回収情報に基づき、 当該製品の積み戻しを指導した。
平成 19 年	英国	ビスケット (金属片混入のおそれ)	英国内における製品回収情報に基づき、当該 製品の積み戻しを指導した。

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
平成 19 年 12 月	米国	清涼飲料水 (セレウス菌汚染のおそれ)	英国内における製品回収情報に基づき、当該 製品の積み戻しを指導した。
平成 20 年	モンゴル	ウォッカ (工業用アルコール混入のおそ れ)	モンゴルにおいて、ウォッカによる死亡事例を含む中毒事故が発生し、当該製品に工業用 アルコールの混入が確認されたとの情報に基 づき、当該製品について自主検査を指導した。
平成 20 年 1 月	ニュージーランド	アイスクリーム (金属片混入のおそれ)	ニュージーランド国内における製品回収情報 に基づき、当該製品の積み戻しを指導した。
平成 20 年 1 月	オーストラリア	クラッカー (シアン化合物含有のおそれ)	オーストラリア国内における製品回収情報に 基づき、当該製品の積み戻しを指導した。
平成 20 年 2 月	米国	オイルディップ (ボツリヌス菌汚染のおそれ)	米国内における製品回収情報に基づき、当該 製品の積み戻しを指導した。
平成 20 年 2 月	米国	とうもろこし (未承認遺伝子組換えとうもろこ し混入のおそれ)	米国政府による未承認遺伝子組換えとうもろ こしが混入した種子が作付けされていたとの 情報に基づき、輸入時検査を強化した。
平成 20 年 3 月	フランス フィリピン	チョコレート クラッカー (金属片混入のおそれ)	英国(フランス産チョコレート)及びフィリピン(クラッカー)国内における製品回収情報に基づき、当該製品の積み戻しを指導した。
平成 20 年 3 月	イタリア	モッツァレラチーズ (ダイオキシン類汚染のおそれ)	イタリアにおいて、モッツァレラチーズから ダイオキシン類が検出されたとの情報に基づ き、当該製品の輸入自粛を指導した。

表 10 主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 19 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
中国産冷凍ほうれんそう (クロルピリホス)	平成 14 年 7 月から協議開始。平成 16 年 6 月、一部の企業のみ輸入自粛解除。平成 17 年 8 月、輸入自粛解除対象企業を追加。平成 19 年 12 月、十分な輸入実績のある企業について検査命令を解除。協議継続中。	平成 19 年 4 月 平成 19 年 11 月
中国産鰻 (動物用医薬品)	平成 14 年 4 月から協議開始。平成 19 年 7 月及び 8 月、 国内流通品からマラカイトグリーン及びAOZが検出された ことから、検査命令の検体数を 2 倍にするとともに、中国 における管理状況の調査を要請。協議継続中。	_
中国産食品 (食品衛生全般)	中国の国内法に違反する食品の対日輸出の防止及び食 品衛生法を遵守した対日輸出の確保を要請。	平成 19 年 8 月
インド産マンゴー (クロルピリホス)	平成 19 年 5 月から協議開始。協議継続中。	_
タイ産おくら (EPN、ジノテフラン)	平成 19 年 4 月から協議開始。ジノテフランについては基準値改正に伴い検査命令を解除。EPNについては登録 企業について検査命令を解除。	_
チリ産レモン (イマザリル)	平成 19 年 10 月から協議開始。協議継続中。	_
米国産いちご (キノキシフェン)	平成 19 年 10 月から協議開始。キノキシフェンの基準値改正に伴い検査命令を解除。	_
米国産牛肉 (BSE)	平成 15 年 12 月から協議開始。平成 17 年 12 月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成 18 年 1 月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年 7 月手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 19 年 5 月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成15年5月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成 19 年 9 月
サンマリノ産食肉製品 (衛生管理)	平成 18 年 11 月から協議開始。食肉製品の衛生規制に関する協議、食肉加工場の現地調査を実施。協議継続中。	平成 19 年 11 月
イタリア産豚肉 (衛生管理)	平成 19 年 10 月から協議開始。豚肉に関する衛生規制に 関する調査、と畜処理場の現地調査を実施。衛生管理状 況を確認。	平成 19 年 11 月
アイルランド産生食用カキ (衛生管理)	平成 16 年 12 月から協議開始。生食用カキの採取海域及 び施設の現地調査。輸入受入れ開始。	平成 19 年 7 月
タイ産養殖えび (動物用医薬品)	平成 18 年 2 月より協議開始。養殖場及び加工施設の現 地調査を実施。証明書添付をもって検査命令を解除。	平成 20 年 3 月
ベトナム産養殖えび (動物用医薬品)	平成 18 年 6 月から協議開始。同年 12 月、ベトナム政府より報告された原因究明について各検疫所あてに通知。平成 19 年 1 月、ベトナム政府より報告された再発防止対策について各検疫所あてに通知。養殖場及び加工施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 20 年 3~4 月

表 11 年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年度	平成19年度
輸入相談実施件数	5,969	5,506	9,210	9,786	10,633
品目別輸入相談件数	13,185	11,023	18,408	18,224	22,038
品目別違反該当件数	515	468	691	679	401

[※]輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫 所に設置

# 表 12 輸入相談における条文別違反該当件数(平成 19 年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比 (%)	主な違反該当内容
第6条 (販売を禁止される食品 及び添加物	7	1.7	アフラトキシン検出、メタノールの過量検出、ふぐの切り身 (輸入が認められない魚種・形態)、ルーピン豆の使用
第9条 (病肉等の販売等の制 限)	7	1.7	BSE発生国牛由来原材料を含む食品(輸入自粛)
第10条 (添加物等の販売等の 制限)	202	50.4	ヨウ素化塩、硫酸グルコサミン、フッソ酸カリウム、ポリソルベート、キノリンイエロー、ローダミンB、アゾルビン、ブラックNP、TBHQ、サイクラミン酸、ステアロイル乳酸ナトリウム等の使用
第11条 (食品又は添加物の基 準及び規格)	183	45.7	製造・加工基準不適合、添加物の使用基準違反 ・対象外食品への使用・・・菓子へのソルビン酸の使用、 健康食品へのステアリン酸マグネシウムの使用等 ・ 過量使用・・・菓子に炭酸カルシウム使用等 ・ 過量残存・・・乾燥野菜に二酸化硫黄残存等
第18条 (器具又は容器包装の 基準及び規格)	2	0.5	飲食器具の規格基準違反
計	520(延数) 401(実数)		

[※]平成 17 年度より年度集計

[※]当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 13 輸入相談における国別、品目別、違反該当内容別件数(平成 19 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数※
		ステアリン酸マグネシウム(5)、ミネラルキレート(2)、BSE発生国牛	
	健康食品	由来原材料(1)、セレノメチオニン(1)、コリン酒石酸塩(1)、メチルコ	
		バラミン(1)、ヨウ化カリウム(1)、セレン酸ナトリウム(1)、グルコン	
		酸第一鉄(1)、グルコン酸マンガン(1)、硫酸グルコサミン(1)、ソル	23
		ビン酸カリウム(1)、アセスルファムカリウム(1)、コハク酸トコフェロ	
		ール(1)、クロスカルメロースナトリウム(1)、モリブデン酸バトリウム	
		(1)、放射線照射(1)、カルボキシメチルセルロースナトリウム(1) ソルビン酸カリウム(5)、塩化クロム(1)、グルコン酸マンガン(1)、セ	
		ソルビン酸カリリム(5)、塩化クロム(1)、グルコン酸マンガン(1)、セ     レン酸ナトリウム(1)、パルミチン酸ビタミンA(1)、モリブデン酸ナトリ	
	  清涼飲料水	ウム(1)、ヨウ化カリウム(1)、リン酸第二鉄(1)、ニコチン酸クロム	19
	用冰以竹小	/ 1)、乳酸マグネシウム(1)、ピコリン酸亜鉛(1)、EDTA(1)、コリン	19
		(1)、ソルビン酸ナトリウム(1)、硫酸(1)	
米国		ソルビン酸カリウム(5)、安息香酸(1)、TBHQ(1)、プロピオン酸ナ	
	菓子	トリウム(1)、硫酸パラフィン(1)、BHT(1)、Lーシステイン(1)、ポリ	14
		ソルベート(1)、硫酸アルミニウムナトリウム(1)、食用黄色4号(1)	
		酸化鉄(2)、チオ硫酸ナトリウム(2)、アルミノケイ酸ナトリウム(1)、	
	調味料	ヨウ素酸カリウム(1)、パラオキシ安息香酸メチル(1)、ソルビン酸カ	11
		リウム(1)、ヨウ素化塩(1)、安息香酸ナトリウム(1)、モリブデン(1)	
	食肉製品	水分活性(5)、ヨウ素化塩(3)、BSE発生国牛由来原材料(2)	10
	 乳製品	ョウ化カリウム(2)、ソルビン酸カリウム(2)、イソバレルアルデヒド	6
	孔袋吅	(1)、2、5ージメチルピラジン(1)	·
	粉末清涼飲料	アルミケイ酸ナトリウム(5)	5
	香辛料	エチレンオキサイド(2)、プロピレンオキサイド(2)	4
	 酒類	エステルガム(1)	1
		ソルビン酸カリウム(5)、ステアリン酸マグネシウム(2)、TBHQ(1)、	
	菓子	デヒドロ酢酸ナトリウム(1)、プロピオン酸(1)、プロピオン酸カリウム	12
		(1)、タルク(1)	
		カルミン(2)、サイクラミン酸(1)、ソルビン酸カリウム(1)、サッカリン	
	農産加工品	ナトリウム(1)、安息香酸(1)、安息香酸ナトリウム(1)、ソルビン酸	9
		(1), EDTA(1)	
中国	-k <del>-</del>	D-アラニン(1)、二酸化硫黄(1)、ソルビン酸カリウム(1)、無水酢	0
中国	水産加工品	酸(1)、チオ硫酸ナトリウム(1)、デヒドロ酢酸ナトリウム(1)、DDT   (1)、クリンバゾール(1)	8
	健康食品	ステアリン酸マグネシウム(1)、酢酸エチル(1)、初乳(1)	3
	調味料	ソルビン酸カリウム(1)、デヒドロ酢酸ナトリウム(1)	2
	 清涼飲料水	   ソルビン酸(1)	 1
		立	' 1
	茶の代用品		ı
	   清涼飲料水	エチレングリコールモノメチルエーテル(4)、製造基準不適(2)、ソル     ビン酸カリウム(2)、ポリエチレングリコール(1)、酢酸トコフェロール	10
	<b>清</b> 凉飲料水	こフ酸ガザウム(2)、ボウエナレンデザコール(1)、(Fight コフェロール     (1)	10
		プロピレングリコール(1)、ラウリル硫酸ナトリウム(1)、炭酸カルシウ     ム(1)、リン酸水素カルシウム(1)、リン酸ー水素カルシウム(1)、へ	
	健康食品	ム(1)、9ン酸 (ボスカルン・) ム(1)、9ン酸 (ボスカルン・) ム(1)、マート・) トキサン及びアセトン(1)、酢酸トコフェロール(1)、グリーンS(1)、ブラー	10
オーストラリア		ウンHT(1)、酸化鉄(1)	
	,		
	菓子	アゾルビン(1)、酸性リン酸ナトリウムアルミニウム(1)、炭酸水素カ   ルシウム(1)、TBHQ(1)、アルミノケイ酸ナトリウム(1)	5
	 УД (Ф. Д.		
	冷凍食品 	ソルビン酸カリウム(2)、Lーシステイン(1)	3
	調味料	ソルビン酸カリウム(1)、二酸化硫黄(1)	2
	アイスクリーム	製造基準不適(1)	1
	果実酒	キノリンイエロー(1)	1

生産国	品目	違反該当内容	件数*
	菓子	ョウ素化塩(3)、硫酸アルミニウムナトリウム(1)、TBHQ(1)	5
	調味料	ヨウ素化塩(2)、安息香酸ナトリウム(1)、安息香酸(1)、BHT(1)	5
	めん類	ヨウ素化塩(1)、ソルビン酸カリウム(1)、食用黄色4号(1)、食用黄色5号(1)	4
フィリピン	魚類加工品	製造基準不適(2)、ピロリン酸三ナトリウム(1)	3
	アイスクリーム	安息香酸ナトリウム(1)、ソルビン酸カリウム(1)、二酸化硫黄(1)	3
	果実加工品	二酸化硫黄(1)	1
	 酒類	エステルガム(1)	1
	食肉製品	ヨウ素化塩(1)	1
	健康食品	酸化亜鉛(1)、グルコン酸マンガン(1)、亜セレン酸ナトリウム(1)、ケイ酸マグネシウム(1)、硫酸銅(1)、ミネラルキレート(1)、ピルビン酸塩(1)	7
	調味料	アゾルビン(1)、パテントブルー(1)、銅クロロフィル(1)	3
フランス	菓子	三二酸化鉄(1)、ソルビン酸カリウム(1)、アゾルビン(1)	3
7 7 7 7	果実酒	メタノール(2)	2
	食肉製品	製造基準不適(2)	2
	おもちゃ	指定外着色料(1)	1
	レトルト	BSE発生国牛由来原材料(1)	1
	清涼飲料水	製造基準不適(2)、亜セレン酸ナトリウム(1)、塩化クロム(1)、クエン酸マグネシウム(1)、ソルビン酸カリウム(1)、ビオチン(1)	7
ドイツ	健康食品	N-アセチル-L-システイン(1)、システイン(1)、グリチルリチン酸 ニアンモニウム(1)、アスコルビン酸カルシウム(1)、アスコルビン酸 マグネシウム(1)	5
, , ,	添加物	硫酸カリウム(1)、ケイ酸アルミニウムカリウム(1)、未審査遺伝子 組換え(1)	3
	菓子	ソルビン酸(1)、酒石酸水素コリン(1)	2
	穀類加工品	ルーピン豆(1)、ヨウ素化塩(1)	2
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(3)、製造基準不適(2)	5
	健康食品	塩化クロム(1)、ステアリン酸マグネシウム(1)、酸化鉄(1)、ポリソ ルベート(1)	4
台湾	菓子 	プロピオン酸カルシウム(1)、ケイ酸アルミニウムナトリウム(1)、ポリ ソルベート(1)	3
	調味料	ソルビン酸(2)、安息香酸(1)	3
	農産加工品	ソルビン酸カリウム(1)、二酸化塩素(1)、リン酸水素カルシウム(1)	3
	母乳代替食品	ヨウ化カリウム(1)、酒石酸水素コリン(1)、フィロキノン(1)、セレン酸ナトリウム(1)、アスコルビン酸カルシウム(1)	5
	農産加工品	二酸化硫黄(2)、ポリソルベート(2)	4
タイ	菓子	ステアロイル乳酸ナトリウム(1)、イソバレルアルデヒド(1)、二酸化 硫黄(1)、安息香酸(1)	4
	調味料	安息香酸ナトリウム(1)、ソルビン酸カリウム(1)	2
	茶	食用黄色5号(1)	1
	魚類加工品	EDTA(1)	1
インド	おもちゃ	指定外着色料(6)	6
	健康食品	アゾルビン(1)、パラオキシ安息香酸メチル(1)、パラオキシ安息香酸プロピル(1)、ラウリル硫酸ナトリウム(1)、酢酸カリウム(1)	5
	器具	亜鉛不適(2)	2
	糖類	アゾルビン(1)	1
	果実加工品	ソルビン酸カリウム(1)	1

生産国	品目	違反該当内容	件数*
ブラジル	調整粉類	ミネラルキレート(1)、サイクラミン酸(1)、Dーマンニトール(1)、サッ	5
	  . 糖類	カリン(1)、放射線照射(1) 安息香酸ナトリウム(1)、ポリソルベート(1)、プロピレングリコール(1)	3
		ソルビン酸カリウム(1)、サイクラミン酸(1)、ヨウ素化塩(1)	3
	調味料	安息香酸(1)、ソルビン酸(1)	2
	菓子	放射線照射(1)	
		メチルコバラミン(1)、塩化クロム(1)、ヨウ化カリウム(1)、グリシン	
オランダ	健康食品	酸ボロン(1)、フィトナジオン(1)、酒石酸水素コリン(1)、メタクリル酸 ーエチルアクリル酸重合体(1)	7
	菓子	イノシン酸(1)、ソルビン酸カリウム(1)、タルク(1)、脂肪酸類(1)	4
	清涼飲料水	製造基準不適(1)	1
	菓子	アゾルビン(1)、パテントブルー(1)、キノリンイエロー(1)、ソルビン 酸カリウム(1)、BHA(1)、ソルビン酸(1)、トリアジン(1)	7
スペイン	食肉製品	成分規格不適(1)、製造基準不適(1)、クエン酸ーナトリウム(1)	3
	健康食品	塩化クロム(1)	1
	果実加工品	ソルビン酸カリウム(1)	1
	健康食品	酸化亜鉛(1)、ステアロイル乳酸ナトリウム(1)、D-マンニトール (1)、硫酸マンガン(1)、ヨウ化カリウム(1)、フィロキノン(1)	6
韓国	清涼飲料水	シリコーン樹脂(3)	3
	フグ	輸入が認められない形態(1)	1
	穀類加工品	ポリソルベート(1)	1
	果実加工品	スーダン I (1)、アゾルビン(1)、ブラックNP(1)、ソルビン酸カリウム (1)	4
15.11-	健康食品	ポリソルベート(1)、BSE発生国羊由来原材料(1)	2
イタリア	酒類	メタ酒石酸(1)	1
	菓子	ステアロイル乳酸ナトリウム(1)	1
	乳製品	ポリソルベート(1)	1
ペルー	菓子 	ポリソルベート(2)、ソルビン酸(1)、ヨウ化カリウム(1)、フッソ酸カリウム(1)、BHT(1)、安息香酸ナトリウム(1)	7
	清涼飲料水	アセスルファムカリウム(1)、ソルビン酸カリウム(1)	2
	健康食品	ステアリン酸マグネシウム(2)、ファストレッドE(1)、BSE発生国牛 由来原材料(1)	4
カナダ	冷凍食品	ステアロイル乳酸ナトリウム(1)、Lーシステイン(1)	2
	菓子	ポリソルベート(1)	1
	レトルト	安息香酸ナトリウム(1)	1
	めん類	アフラトキシン(1)、ローダミンB(1)、オレンジ II(1)	3
ベトナム	農産加工品	ソルビン酸(1)、ベンジルアルコール(1)	2
	調味料	安息香酸ナトリウム(1)	1
	菓子	ステアリン酸マグネシウム(1)	1
メキシコ	穀類加工品	安息香酸ナトリウム(1)、プロピオン酸ナトリウム(1)、ソルビン酸(1)、ソルビン酸カリウム(1)	4
	菓子	プロピオン酸ナトリウム(1)	1
ニュージー ランド	アイスクリーム	ポリソルベート(2)、ブラウンHT(1)、グリーンS(1)	4
ハンガリー	健康食品	タルク(2)	2
/	調味料	ヨウ化カリウム(1)、ケイ酸アルミニウムナトリウム(1)	2
イギリス	清涼飲料水	硫酸キニーネ(2)	2
	菓子	ソルビン酸カリウム(1)	1
スイス	菓子	ソルビン酸カリウム(2)、銅クロロフィル(1)、三二酸化鉄(1)	4

生産国	品目	違反該当内容	件数*
マレーシア	菓子	ブラウンHT(1)、BSE発生国牛由来原材料(1)	2
	清涼飲料水	製造基準不適(1)	1
アルゼンチン	果実加工品	ソルビン酸ナトリウム(1)	1
アルセンテン	冷凍食品	ステアロイル乳酸ナトリウム(1)	1
インドネシア	糖類	安息香酸ナトリウム(1)	1
イントホンプ	清涼飲料水	製造基準不適(1)	1
ギリシャ	乳製品	ソルビン酸(1)、安息香酸(1)	2
シンガポール	穀類加工品	リン酸ナトリウムアルミニウム(1)	1
シンガホール	清涼飲料水	クエン酸二水素ナトリウム(1)	1
	穀類加工品	塩素(1)、ヨウ素化塩(1)、ルーピン豆(1)、アゾルビン(1)	4
	菓子	ソルビン酸カリウム(2)、ソルビン酸(2)	4
	健康食品	プロピレングリコール(1)、三二酸化鉄(1)、酢酸エチル(1)	3
その他	清涼飲料水	グルクロノラクトン(1)、キノリンイエロー(1)	2
	添加物	アゾルビン(1)	1
	調味料	エステルガム(1)	1
	酒類	シアン化水素(1)	1
総計			401

[※]件数は、品目別違反該当件数

表 14 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 19 年度)

生産国	品目	違反内容	件数
	塩蔵野菜	二酸化硫黄	2
	蒲焼き鰻(冷凍食品)	ロイコマラカイトグリーン、フラゾリドン	2
	 器具	鉛	2
	しめさば	マラカイトグリーン	1
中国(11)	菓子	デヒドロ酢酸ナトリウム	1
		安息香酸	1
	柿の葉	カルベンダジム、チオファネート、チオファネ ートメチル及びベノミル	1
	おもちゃ	フタル酸ビス	1
	漬け物	二酸化硫黄、安息香酸	2
	いちご	キノキシフェン	1
米国(6)	レモン	イマザリル	1
	リンゴジュース	スズ	1
	 おもちゃ		1
ベトナム	スナップエンドウ	ジフェノコナゾール	1
AF) A	きぬさや	ジフェノコナゾール	1
タイ	麺類	ポリソルベート	1
31 	ケーキ	2, 4-D	1
イギリス	おもちゃ	フタル酸ビス	1
イタリア	食肉製品	リステリア菌	1
インド	マンゴー	クロルピリホス	1
トルコ	容器	鉛	1
マレーシア	ココナッツミルク	発育し得る微生物	1
合 計			26

# (参考)実施結果中の主な用語説明

用語	説明
亜硝酸塩	添加物(発色剤)
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセタミプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
アラクロール	農薬(酸アミド系除草剤)
アルジカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
アルジカルブスルホキシド	農薬アルジカルブの代謝物
アルミノケイ酸ナトリウム	指定外添加物
一酸化炭素	指定外添加物
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物 の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イソプロカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
イソプロチオラン	農薬(マロン酸エステル系殺菌剤)
イマザリル	添加物(防かび剤)
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エチレンジアミン四酢酸二 ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エトプロホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
黄色ブドウ球菌	病原微生物(人や動物に常在する菌で、耐熱性の毒素(エンテロトキシン)を生成し、 嘔吐、腹痛、下痢を引き起こす)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキソリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
カルベンダジム	農薬(ベンズイミダゾール系殺菌剤)
キノキシフェン	農薬(キノリン系殺菌剤)
キノリンイエロー	指定外添加物
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルプロファム	農薬(カーバメート系除草剤)

用語	説明
ケイ酸マグネシウム	指定外添加物
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き 起こされる中毒)
サイクラミン酸	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(動物の腸管、自然界(川、下水、湖など)に広く常在する菌で、主に生肉、特に鶏肉と卵を汚染し、激しい腹痛、下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
三二酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン	農薬(アニリン系除草剤)
ジクロルボス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シフルトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ストレプトマイシン	動物用医薬品(アミノグリコシド系抗生物質)
赤痢菌	病原微生物(人や動物の腸管内に常在する菌で、胃腸炎を引き起こす)
セミカルバジド	合成抗菌剤ニトロフラン類ニトロフラゾンの代謝物
セレウス菌	病原微生物(土壌などの自然界に広く常在する菌で、耐熱性の毒素を生成し、嘔吐 又は下痢を引き起こす)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCBという3種類物質群の総称
チアベンダゾール	農薬/動物用医薬品(ベンズイミダゾール系殺菌剤)
チオファネート	農薬(ベンズイミダゾール系殺菌剤)
チオファネートメチル	農薬(ベンズイミダゾール系殺菌剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海 (河口部、沿岸部など) に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、 腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、 初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
テトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テブフェノジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
トリアジメノール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ナトリウムエトキシド	指定外添加物
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)

用語	説明
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌により産生される)
パラオキシ安息香酸エステ ル類	添加物(保存料)
パラチオンメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ハロキシホップ	農薬(有機塩素系除草剤)
ビテルタノール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピペロニルブトキシド	農薬/動物用医薬品(ヘテロサイクリック系共力剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
ファモキサドン	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
フィプロニル	農薬(ヘテロサイクリック系殺虫剤)
フェニトロチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ブプロフェジン	農薬(ヘテロサイクリック系殺虫剤)
フルアジホップ	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルシラゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
プロファム	農薬(カーバメート系除草剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ブロモプロピレート	農薬(ダニ駆除剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ベノミル	農薬(カーバメート系殺菌剤)
ペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ホキシム	農薬(有機リン系殺虫剤)
ボツリヌス菌	病原微生物(動物の腸管や自然界に広く常在する菌で、嫌気性条件下で増殖し、熱に極めて強い芽胞を作り、吐き気、嘔吐、筋力低下、脱力感、便秘、神経症状を引き起こす)
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き 起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
マラチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)

用語	説明
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メチルイソシアネート	農薬(カーバメート系殺虫剤)
モノクロトホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、 倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
ルフェヌロン	農薬(ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤)
ローダミンB	指定外添加物
AHD	ニトロフラン系合成抗菌剤ニトロフラントインの代謝物
AMOZ	ニトロフラン系合成抗菌剤フラルタドンの代謝物
AOZ	ニトロフラン系合成抗菌剤フラゾリドンの代謝物
внс	農薬(有機塩素系殺虫剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ 悪性の中枢神経系の疾病
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
SEM	ニトロフラン系合成抗菌剤ニトロフラゾンの代謝物
TBHQ	指定外添加物
2, 4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)